

Vol
197

分配原資って何？ ～分配金の支払い余力を知るヒント～

先日、「運用報告書に載っている『分配原資』の見方を教えて欲しい」というお問い合わせをいただきました。分配金がこれからも支払われるのか気になったそうです。そこで今回の「こよみ」では、聞いたことのない人も多いかもしれない「分配原資」を取り上げたいと思います。

分配原資が分かると、分配金に対する理解が深まります。



分配金は「分配原資の範囲内」で支払い可能

口座に分配金が振り込まれることを楽しみにしている方も多いと思います。分配金は、運用会社が決めています、無制限に分配していいわけではありません。なぜなら、「分配原資」の範囲内でしか分配金を支払うことは認められていないからです。

分配原資は、運用会社が1年または半年毎に作成する運用報告書に載っている「分配原資の内訳」で確認することができます。具体的には、前期の「翌期繰越分配対象額」と、「当期の収益」の合計が、その期の分配原資になります。そして、お問い合わせをいただいた方も、「分配ができるのか」「分配金の水準は維持されるのか」を知るために、これを確認されているようです。

●運用報告書の「分配原資の内訳」のイメージ

(単位:円、1万口当たり、税込み)

項目	第191期 2024年10月1日～ 2024年10月31日	第192期 2024年11月1日～ 2024年11月30日	第193期 2024年12月1日～ 2024年12月31日	第194期 2025年1月1日～ 2025年1月31日	第195期 2025年2月1日～ 2025年2月28日	第196期 2025年3月1日～ 2025年3月31日
当期分配金 (対基準価額比率)	30 0.528%	30 0.533%	30 0.517%	30 0.522%	30 0.533%	30 0.532%
当期の収益	17	20	23	16	16	21
当期の収益以外	13	10	7	14	14	9
翌期繰越分配対象額	1,017	1,007	1,000	986	972	963

第193期の分配原資(1,030円)
= 当期の収益(23円) + 繰越分(1,007円)

第193期の分配金(30円) = 当期の収益(23円) + 繰越分(7円)
⇒ 翌期への繰越額が7円減少(1,000円)



計理上の数値である翌期繰越分配対象額が、基準価額を上回っている投資信託もありますが、実際に分配できるのは保有資産の範囲内に限られるため、基準価額を超える分配は行なわれません。

分配金以上の収益があれば分配原資は増えていく

「当期の収益」の中身について確認しておきましょう。これは、①配当等収益(債券の利息など)と、②有価証券等売買利益(評価益を含む売買益)で構成されています。分配金を支払ったうえで余った分は「翌期繰越分配対象額」として繰り越されるため、分配金を上回る利息や配当金、売買益などが得られた場合に分配原資は増えていきます。

●当期の収益と翌期繰越分配対象額の内訳

①配当等収益

債券の利息や株式の配当金などのインカム収益から、信託報酬などの経費を除いた金額。

②有価証券等売買利益(評価益を含む)

債券や株式などの売買益から、信託報酬などの経費を除いた金額。ただし、前期からの繰越欠損金を解消しないと加算できない。

③分配準備積立金

①配当等収益と②有価証券等売買利益(評価益を含む)のうち、分配金として支払わずに翌期に繰り越した金額。

④収益調整金

投資信託の追加設定によって口数が増加した際に、口数当たりの分配対象額が希薄化しないように設けられたもの。

保有している投資信託における内訳を確認したい場合には、運用会社のホームページなどに掲載されている「運用報告書(全体版)」をご覧ください。

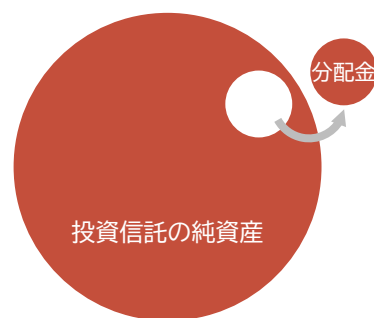
その中の「損益の状況」には、「分配金の計算過程」という項目があり、そこに決算期間毎の内訳が掲載されています。



！「分配金が多い＝お得」ではありません

投資信託の分配金は、純資産(元本)の一部を取り崩して支払われるため、分配金が多いと、その分だけ基準価額は下がります。そして、分配金が支払われるとその金額は投資家の口座に入金され、支払われない場合は、投資信託の中に残り、引き続き運用されます。つまり、分配金額が多いから得をしている、少ないから損をしている、という訳ではないと言えます。

●投資信託で分配金が支払われるイメージ



※上記はイメージです。

分配原資があっても分配金が支払われるとは限らない

分配原資の水準を踏まえて「もっと分配金を支払わないの?」といったお問い合わせをいただくこともあります。ただ、分配原資は分配金を支払える範囲でしかなく、その中からどの程度を分配金として支払うかは、各投資信託の分配方針に沿って運用会社が決定しています。

投資信託によって異なる分配方針は、それぞれの投資信託の交付目論見書に記載されています。そして、分配原資などを踏まえながら安定的に支払うことを目指すタイプや、基準価額が1万円を超えたら分配原資の範囲内で支払うタイプなどがあります。

●分配方針の記載例

安定分配を目指すタイプ①

毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目指します。

安定分配を目指さないタイプ①

毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

安定分配を目指すタイプ②

毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目指します。ただし、基準価額水準などを勘案し、上記安定分配相当額のほか、委託会社が決定する金額を付加して分配を行なう場合があります。

安定分配を目指さないタイプ②

毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。基準価額水準が1万円(1万口当たり)を超えている場合には、分配対象額の範囲内で積極的に分配を行ないます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

最終的な分配金額は、基準価額の水準や分配金に占める「当期の収益」の割合、分配金を支払うための現金化のタイミングなども加味して決められます。実際の分配金額は決算日当日まで分からないため、前回分から金額が変わると驚かれる方もいらっしゃいますが、前ページにも書いたとおり、分配金の多い少ないはお客様の損得を意味するものではありません。その投資信託の保有を継続するか、あるいは追加購入・売却をするかは、分配金だけでなく、基準価額の動きやその投資信託が扱うテーマや投資対象の成長性などもあわせてご検討ください。



nikko am

コールセンター

0120-25-1404

営業時間 平日 9:00~17:00

日興アセットマネジメント

取り扱い金融商品に関する留意事項

●商号等:岡三証券株式会社 岡三オンライン証券カンパニー/金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 53 号

第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業

●加入協会:日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

●リスク:【株式等】株価変動による値下りの損失を被るリスクがあります。信用取引および株価指数証拠金取引(以下、「株価指数 CFD」)では、投資金額(保証金・証拠金)を上回る損失を被る場合があります。株価は、発行会社の業績、財務状況や金利情勢等様々な要因に影響され、損失を被る場合があります。投資信託、不動産投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等は、裏付け資産の評価額(指数連動型の場合は日経平均株価・TOPIX 等)等、株価指数 CFD は対象指数等の変化に伴う価格変動のリスクがあります。外国市場については、為替変動や地域情勢等により損失を被る場合があります。上場投資信託(ETF)および指数連動証券(ETN)のうち、レバレッジ型・インバース型の価格の上昇率・下落率は、2 営業日以上の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資効果が得られないおそれがあります。上場新株予約権証券は、上場期間・権利行使期間が短期間の期限付きの有価証券であり、上場期間内に売却するか権利行使期間内に行使しなければその価値を失い、また、権利行使による株式の取得には所定の金額の払込みが必要です。株価指数 CFD では建玉を保有し続けることにより金利相当額・配当相当額の受け払いが発生します。【FX】外国為替証拠金取引(以下、「FX」)は預託した証拠金の額を超える取引ができるため、対象通貨の為替相場の変動により損益が大きく変動し、投資元本(証拠金)を上回る損失を被る場合があります。外貨間取引は、対象通貨の対円相場の変動により決済時の証拠金授受の額が増減する可能性があります。対象通貨の金利変動等によりスワップポイントの受取額が増減する可能性があります。ポジションを構成する金利水準が逆転した場合、スワップポイントの受取から支払に転じる可能性があります。為替相場の急変時等に取引を行うことができず不測の損害が発生する可能性があります。【各商品共通】システム、通信回線等の障害により発注、執行等ができず機会利益が失われる可能性があります。

●保証金・証拠金:【信用】最低委託保証金 30 万円が必要です。信用取引は委託保証金の額を上回る取引が可能であり、取引額の 30%以上の委託保証金が必要です。【株価指数 CFD】発注証拠金(必要証拠金)は、株価指数ごとに異なり、取引所により定められた証拠金基準額となります。Web サイトで最新のものをご確認ください。【FX】個人のお客様の発注証拠金(必要証拠金)は、取引所 FX では、取引所が定める証拠金基準額に選択レバレッジコースに応じた所要額を加えた額とし、店頭 FX では、取引金額(為替レート×取引数量)× 4%以上の額とします。一部レバレッジコースの選択ができない場合があります。法人のお客様の発注証拠金(必要証拠金)は、取引所 FX では、取引所が定める証拠金基準額とし、店頭 FX では、取引金額(為替レート×取引数量)×金融先物取引業協会が公表する数値とします。発注証拠金に対して、取引所 FX では、1 取引単位(1 万又は 10 万通貨)、店頭 FX では、1 取引単位(1,000 通貨)の取引が可能です。発注証拠金・取引単位は通貨ごとに異なります。Web サイトで最新のものをご確認ください。

●手数料等諸費用の概要(表示は全て税込・上限金額):【日本株】取引手数料には 1 注文の約定代金に応じたワンショットと 1 日の合計約定代金に応じた定額プランがあります。ワンショットの上限手数料は現物取引で 3,300 円、信用取引で 1,320 円。定額プランの手料は現物取引の場合、約定代金 200 万円以下で上限 1,430 円、以降約定代金 100 万円ごとに 550 円加算、また、信用取引の場合、約定代金 200 万円以下で上限 1,100 円、以降約定代金 100 万円ごとに 330 円加算します。手数料プランは変更可能です。信用取引手数料は月間売買実績により段階的減額があります。信用取引には金利、管理費、権利処理等手数料、品貸料、貸株料の諸費用が必要です。【上場新株予約権証券】日本株に準じます。【中国株】国内取引手数料は約定金額の 1.1%(最低手数料 5,500 円)。この他に香港印紙税、取引所手数料、取引所税、現地決済費用等の諸費用が必要です。売買にあたり円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。【株価指数 CFD】取引手数料は、セルフコースは 1 枚につき 330 円、サポートコースは 1 枚につき 3,300 円です。【投資信託】換金時には株式投信の場合、基準価額に対して最大 0.50%の信託財産留保金をご負担いただく場合があります。公社債投信の場合、換金手数料として 1 万口につき最大 110 円をご負担いただきます。信託財産の純資産総額に対する信託報酬(最大 2.42%(年率))、その他の費用を間接的にご負担いただきます。また、運用成績により成功報酬をご負担いただく場合があります。詳細は目論見書でご確認ください。【FX】取引所 FX の取引手数料は、セルフコースはくりっく 365 が無料、くりっく 365 ラージが 1 枚につき 1,018 円、サポートコースはくりっく 365 が 1 枚につき 1,100 円、くりっく 365 ラージが 1 枚につき 11,000 円です。店頭 FX の取引手数料は無料です。スプレッドは、通貨ごとに異なり、為替相場によって変動します。Web サイトで最新のものをご確認ください。

●お取引の最終決定は、契約締結前交付書面、目論見書等および Web サイト上の説明事項をお読みいただき、ご自身の判断と責任で行ってください。